規定にかかわらず、688点を算定できる。

7　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟（別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものに限る。）であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、注２の本文の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、重症患者割合特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の95に相当する点数により算定する。

8　別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の５に相当する点数を減算する。

イ　年６日以内であること。

ロ　当該日が属する月が連続する２月以内であること。

Ａ１０３　精神病棟入院基本料（１日につき）

1　急性期病院精神病棟入院基本料

イ　急性期病院Ａ精神病棟入院料

⑴　10対１入院基本料	1,519点
⑵　13対１入院基本料	1,162点
⑶　15対１入院基本料	966点

ロ　急性期病院Ｂ精神病棟入院料

⑴　10対１入院基本料	1,502点
⑵　13対１入院基本料	1,145点
⑶　15対１入院基本料	949点

2　精神病棟入院料

イ　10対１入院基本料	1,471点
ロ　13対１入院基本料	1,114点
ハ　15対１入院基本料	918点
ニ　18対１入院基本料	
⑴　１年未満の場合	816点
⑵　１年以上の場合	703点
ホ　20対１入院基本料	
⑴　１年未満の場合	754点
⑵　１年以上の場合	649点

注１　病院（特定機能病院を除く。）の精神病棟（医療法第７条第２項第１号に規定する精神病床に係る病棟として地方厚生局長等に届出のあったものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2　注１に規定する病棟以外の精神病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、618点を算定できる。ただし、注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近３月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

3　当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　14日以内の期間	465点
	（特別入院基本料等については、300点）
ロ　15日以上30日以内の期間	250点
	（特別入院基本料等については、155点）
ハ　31日以上90日以内の期間	125点
	（特別入院基本料等については、100点）
ニ　91日以上180日以内の期間	10点
ホ　181日以上１年以内の期間	３点

4　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から起算して１月以内の期間に限り、重度認知症加算として、１日につき300点を所定点数に加算する。

5　当該病棟に入院する患者が、入院に当たって区分番号Ａ２３８－７に掲げる精神科救急搬送患者地域連携受入加算を算定したものである場合には、入院した日から起算して14日を限度として、救急支援精神病棟初期加算として、１日につき100点を所定点数に加算する。

6　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ　急性期総合体制加算（急性期病院精神病棟入院基本料に限る。）
ロ　地域医療支援病院入院診療加算
ハ　臨床研修病院入院診療加算
ニ　紹介受診重点医療機関入院診療加算
ホ　救急医療管理加算
ヘ　妊産婦緊急搬送入院加算
ト　在宅患者緊急入院診療加算
チ　診療録管理体制加算
リ　医師事務作業補助体制加算（50対１補助体制加算、75対１補助体制加算又は100対１補助体制加算に限る。）
ヌ　電子的診療情報連携体制整備加算
ル　乳幼児加算・幼児加算
ヲ　特定感染症入院医療管理加算
ワ　特定薬剤治療環境特別加算
カ　難病等特別入院診療加算
ヨ　特殊疾患入院施設管理加算
タ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
レ　看護配置加算
ソ　看護補助加算
ツ　地域加算
ネ　離島加算
ナ　療養環境加算
ラ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算
ム　特定感染症患者療養環境特別加算
ウ　精神科措置入院診療加算
キ　精神科応急入院施設管理加算
ノ　精神科隔離室管理加算
オ　精神病棟入院時医学管理加算
ク　精神科地域移行実施加算
ヤ　精神科身体合併症管理加算（18対１入院基本料及び20対１入院基本料を算定